

告 示

埼玉県告示第八十五号

次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

令和二年二月四日

埼玉県知事 大野元裕

一 指定予定保安林の所在場所

埼玉県秩父市伊古田字九尊沢八一〇・八一一の一・八一一の二・八一一の四（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、八一一の三、字伊古田山八九三・八九四の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、八九四の二、字茗荷沢九一六の二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (二) 主伐として伐採をことができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 口 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
- 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を埼玉県庁及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。）